

舞鶴市の企業立地優遇制度の御案内

対象業種		製造業その他市長が定める業種	
要件		次のいずれにも該当すること。 ^{※1} (1) 投下固定資産額等：1億円以上 <u>(市内既存企業は5,000万円以上)</u> ^{※2} (2) 新規地元雇用者数：3人以上	新設のほか、既存工場内での設備の増設や、既存敷地での建屋増設等も対象です。
補助額	働く場の創出補助金	新規地元雇用者数の区分に応じ、それぞれ定める補助基準額を乗じた額 (1) 新規地元雇用者数：6人未満 新規地元雇用者数×60万円 (2) 新規地元雇用者数：6人以上10人未満 新規地元雇用者数×80万円 (3) 新規地元雇用者数：10人以上 新規地元雇用者数×100万円	左の人数のうち、新規地元雇用者の年収が100万円未満の場合の補助基準額は、それぞれ年収に以下の割合を乗じた額となります。 (1) 3/10 (2) 4/10 (3) 5/10
	第2・第3年度	操業2年目、3年目は、それぞれ前年と比較した場合の純増者数に、上記区分による補助基準額を乗じた額を交付します。 ただし、第2年度で純減となった場合は、第3年度は操業初年度と比較します。	
	企業立地補助金	投下固定資産額等の総額の区分に応じ、それぞれ定める補助率を乗じた額 (1) 2億円未満 投下固定資産額等×3% (2) 2億円以上3億円未満 投下固定資産額等×4% (3) 3億円以上 投下固定資産額等×5%	
	加算分	用地取得を伴う場合は、取得価格の区分に応じ、それぞれ定める率を上記補助率に加算します。 (1) 1億円以上5億円未満 :2% (2) 5億円以上10億円未満 :3% (3) 10億円以上20億円未満 :4% (4) 20億円以上 :5%	
補助限度額		総額5億円	

※1 投下固定資産額等とは、建物、構築物、機械設備、車両、用地造成等に要した費用をいいます。

※2 新規地元雇用者とは、立地認定後操業時まで新たに雇用された者で、舞鶴市内に住所を有するものをいいます。

ただし、操業初年度に限り、立地・操業のために市外から舞鶴市に異動した従業員(住民票の異動を伴う場合に限る。)を算定の対象とします(第2・第3年度の純増数の算定には含みません。)